

2021年10月15日

各位

会社名 株式会社 global bridge HOLDINGS  
(コード番号：6557 東証マザーズ)  
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 貞松 成  
問合せ先 取締役 CFO 戸田 貴夫  
T E L 03-6284-1607  
U R L <https://globalbridge-hd.com/>

### 臨時株主総会の開催日時等の決定、商号の変更及び 定款の一部変更等に関するお知らせ

株式会社 global bridge HOLDINGS (以下、「当社」といいます。)は、2021年9月15日付「臨時株主総会招集のための基準日設定」にて、2021年9月30日を基準日と定め、臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)を開催する旨をお知らせしておりましたが、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会の開催日時、商号の変更、並びに、「定款一部変更の件」、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」及び「会計監査人選任の件」を本臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 臨時株主総会の開催日時、開催方法及び付議議案について

(1) 開催日時	2021年11月18日(木)午前10時
(2) 開催場所	東京都墨田区江東橋三丁目9番10号 墨田区・丸井共同開発ビル9階(丸井錦糸町店9階) すみだ産業会館 会議室4 ※第6回定時株主総会の会場から変更しておりますので、お間違えないようご注意ください。
(3) 付議議案	第1号議案 定款一部変更の件 ・商号の変更の件(第1条) ・事業年度の末日の変更の件(第10条、第40条、第41条) ・場所の定めのない株主総会の件(第11条) 第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件 第3号議案 会計監査人選任の件

## 2. 商号の変更について

### (1) 商号変更の理由

当社は2007年の設立以来、認可保育園を中心に展開してまいりましたが、業容の拡大とともに複数の業態の施設を有する企業グループへと成長しました。

このような背景の下、また、当社グループを取り巻く事業環境を踏まえ、グループのブランド力を発揮し、さらなる競争力の強化を図るため、当社の商号を変更するものであります。

なお、この変更は、上記1.の臨時株主総会において定款一部変更の件が承認可決されることを条件としています。

### (2) 新商号

AIAI グループ株式会社 (英文: AIAI Group Corporation)

### (3) 新商号変更日

2022年1月1日

## 3. 定款一部変更の件

### (1) 定款変更の目的

#### ① 商号の変更の件 (第1条)

上記2.のとおりです。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2022年1月1日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。

#### ② 事業年度の末日の変更の件 (第10条、第40条、第41条)

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとしておりますが、主たる事業の認可保育園の事業運営年度と一致させることにより、予算策定や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を図るため、毎年4月1日から翌年3月31日までに変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第7期事業年度は2021年1月1日から2022年3月31日までの15ヶ月間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

なお、2021年8月19日付開示資料「決算期(事業年度の末日)の変更及び臨時株主総会招集のための基準日の設定に関するお知らせ」もあわせてご参照ください。

#### ③ 場所の定めのない株主総会の件 (第11条)

『産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律』が成立し、新たに上場会社で場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められる

ことに伴い、株主総会の開催方式の拡充を目的として、定款第 11 条第 2 項を追加する  
ものであります。

なお、本議案に基づく定款変更の効力発生は、本臨時株主総会での決議に加え、株主の  
利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省  
令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定める  
ところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。下線部分に変更箇所を示しております。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社 <u>global bridge HOLDINGS</u> と称し、英文では <u>global bridge HOLDINGS Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p>第2条～第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第9条 (条文省略) (基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者となることができる。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。 (新設)</p> <p>第12条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第31条～第35条 (条文省略)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>AIAI グループ株式会社</u> と称し、英文では <u>AIAI Group Corporation</u> と表示する。</p> <p>第2条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第9条 (現行どおり) (基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者となることができる。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p><u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第12条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第31条～第35条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

② 当社は、毎年12月31日又は6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

第42条 (条文省略)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)  
(条文省略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

② 当社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

第42条 (現行どおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)  
第1条 (現行どおり)

(商号)

第2条 変更は、2022年1月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は、第2条の変更の効力発生日経過後これを削除する。

(第7期事業年度)

第3条 第40条の規定にかかわらず、第7期の事業年度は、2021年1月1日から2022年3月31日までの15ヶ月とする。

(第7期の配当金に関する経過措置)

第4条 第41条の規定にかかわらず、第7期事業年度については、変更後の定款を適用する。

(附則の有効期限)

第5条 本附則第3条、第4条、第5条は、2022年3月31日まで有効とし、同日の経過をもって削除する。

(3) 変更の日程

取締役会決議 2021年10月15日

本臨時株主総会開催日 2021年11月18日

定款変更の効力発生日 2021年11月18日

※商号の変更は、2022年1月1日に効力を生じるものとする。

4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び会計監査人の選任について

現在の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名及び会計監査人について、上記3.(2)のとおり、事業年度の末日が変更されますと、第7期事業年度が15ヶ月となり、当該事業年度の末日の変更に係る定款一部変更の効力発生に伴って任期満了することとなりますので、それぞれ再任することを付議するものであります。

なお、2021年8月19日付開示資料「決算期(事業年度の末日)の変更及び臨時株主総会招集のための基準日の設定に関するお知らせ」もあわせてご参照ください。

以上